

令和4年度

農業水利基本調査

天竜川下流地区用水状況調査その5業務

特別仕様書

関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所

項 目	内 容														
<p>第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条</p> <p>(目 的) 第1-2条</p> <p>(場 所) 第1-3条</p> <p>(一般事項) 第1-4条</p>	<p>農業水利基本調査 天竜川下流地区用水状況調査その5業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>本業務は、天竜川下流地区の馬込川掃流用水に係る堆砂予測を行うとともに、今後の水利権協議を見据え土地改良区に対する現行水利権の説明資料を作成するものである。</p> <p>本業務において対象とする場所は静岡県浜松市他2市1町で、別添施行位置図に示すとおりである。</p> <p>業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 作業実施の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。 (3) 作業実施のための現地立会等は、共通仕様書第1-16条によるが、土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。 (4) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。 														
<p>(管理技術者) 第1-5条</p>	<p>管理技術者は共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="371 1133 1358 1451"> <thead> <tr> <th>資格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業-農業土木 農業-農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木 農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネジャー (RCCM)</td> <td>農業土木</td> <td></td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>業務に該当する部門</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学	農業	農業土木 農業農村工学	シビルコンサルティングマネジャー (RCCM)	農業土木		博士	業務に該当する部門	
資格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学													
	農業	農業土木 農業農村工学													
シビルコンサルティングマネジャー (RCCM)	農業土木														
博士	業務に該当する部門														
<p>(担当技術者) 第1-6条</p>	<p>担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。</p>														
<p>(配置技術者の確認) 第1-7条</p>	<p>共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。 なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。 														

項 目	内 容														
(保険加入) 第1－8条 第2章 作業条件 (基本条件) 第2－1条	<p>受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p> <p>本業務の作業における基本条件は次のとおりとする。</p> <p>(1) 業務の進め方及び作業方法等について、あらかじめ監督職員と十分に打合せを行うものとする。</p> <p>(2) 現行水利権（掃流用水）の概要は以下のとおり 【天竜川下流地区かんがい用水】</p> <p style="text-align: right;">(単位：m³/s)</p> <table border="1" data-bbox="370 734 1442 896"> <thead> <tr> <th></th> <th>4月21日から 5月20日まで</th> <th>5月21日から 6月15日まで</th> <th>6月16日から 9月15日まで</th> <th>9月16日から 10月31日まで</th> <th>11月1日から 翌年の 4月20日まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大取水量</td> <td>30.276 m³/s</td> <td>37.977 m³/s</td> <td>36.839 m³/s</td> <td>19.834 m³/s</td> <td>11.921 m³/s</td> </tr> </tbody> </table> <p>【馬込川掃流用水】 10.850m³/s 通年</p> <p>(※1：馬込川掃流用水は、河口閉塞により湛水等の被害を受けていた河口周辺の農地を守るため、掃流用水により流下断面維持を図ることを目的として、かんがい用水と併せて取水及び送水されているものである。)</p> <p>(※2：馬込川掃流用水は 10.850m³/s 通年ではあるが、河川工事のため、非かんがい期は 2.0m³/s に減水されている。)</p>		4月21日から 5月20日まで	5月21日から 6月15日まで	6月16日から 9月15日まで	9月16日から 10月31日まで	11月1日から 翌年の 4月20日まで	最大取水量	30.276 m ³ /s	37.977 m ³ /s	36.839 m ³ /s	19.834 m ³ /s	11.921 m ³ /s		
	4月21日から 5月20日まで	5月21日から 6月15日まで	6月16日から 9月15日まで	9月16日から 10月31日まで	11月1日から 翌年の 4月20日まで										
最大取水量	30.276 m ³ /s	37.977 m ³ /s	36.839 m ³ /s	19.834 m ³ /s	11.921 m ³ /s										
(作業条件) 第2－2条	<p>本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。</p> <p>(1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法について監督職員と十分に打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。</p> <p>(2) 本業務において生じた第三者との紛争は、受注者の責任において処理しなければならない。</p>														
(貸与資料) 第2－3条	<p>貸与資料は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="370 1552 1406 2045"> <thead> <tr> <th>貸 与 資 料</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度 地域整備方向検討調査 三方原用水二期地区地域施設整備構想取りまとめその他業務報告書</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>令和元年度 農業水利基本調査 天竜川下流地区用水状況調査その2業務報告書</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>令和2年度 農業水利基本調査 天竜川下流地区用水状況調査その3業務報告書</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>令和3年度 農業水利基本調査 天竜川下流地区用水状況調査その4業務報告書</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>令和3年度 かんがい排水整備事業 馬込川掃流用水測量調査業務（浜松市）</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>関係する水利使用規則及び水利権協議資料</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table>	貸 与 資 料	数 量	平成21年度 地域整備方向検討調査 三方原用水二期地区地域施設整備構想取りまとめその他業務報告書	1式	令和元年度 農業水利基本調査 天竜川下流地区用水状況調査その2業務報告書	1式	令和2年度 農業水利基本調査 天竜川下流地区用水状況調査その3業務報告書	1式	令和3年度 農業水利基本調査 天竜川下流地区用水状況調査その4業務報告書	1式	令和3年度 かんがい排水整備事業 馬込川掃流用水測量調査業務（浜松市）	1式	関係する水利使用規則及び水利権協議資料	1式
貸 与 資 料	数 量														
平成21年度 地域整備方向検討調査 三方原用水二期地区地域施設整備構想取りまとめその他業務報告書	1式														
令和元年度 農業水利基本調査 天竜川下流地区用水状況調査その2業務報告書	1式														
令和2年度 農業水利基本調査 天竜川下流地区用水状況調査その3業務報告書	1式														
令和3年度 農業水利基本調査 天竜川下流地区用水状況調査その4業務報告書	1式														
令和3年度 かんがい排水整備事業 馬込川掃流用水測量調査業務（浜松市）	1式														
関係する水利使用規則及び水利権協議資料	1式														

項 目	内 容												
(貸与資料の取扱い) 第2-4条 第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	<p>第2-3条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>(1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時一括返納しなければならない。</p> <p>(3) 貸付資料から得られる情報は、業務を実施する以外の目的で使用してはならない。</p> <p>(4) 全ての貸付資料について、複製、持ち出しをしてはならない。業務の遂行上これらの行為が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。</p> <p>(5) その他、資料の貸付が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>本作業における作業項目及び数量は、作業項目表のとおりである。 なお、詳細は別紙-1 作業項目内訳表に示すものとする。</p> <table border="1" data-bbox="370 853 1241 1288"> <thead> <tr> <th data-bbox="370 853 1094 898">作 業 項 目</th> <th data-bbox="1094 853 1241 898">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="370 898 1094 972">1. 準備作業</td> <td data-bbox="1094 898 1241 972">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="370 972 1094 1048">2. 現地踏査</td> <td data-bbox="1094 972 1241 1048">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="370 1048 1094 1124">3. 馬込川掃流用水に係る堆砂予測</td> <td data-bbox="1094 1048 1241 1124">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="370 1124 1094 1200">4. 土地改良区説明資料「天竜川下流地区水利権の成り立ち」の作成</td> <td data-bbox="1094 1124 1241 1200">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="370 1200 1094 1288">5. 点検とりまとめ</td> <td data-bbox="1094 1200 1241 1288">1 式</td> </tr> </tbody> </table>	作 業 項 目	数 量	1. 準備作業	1 式	2. 現地踏査	1 式	3. 馬込川掃流用水に係る堆砂予測	1 式	4. 土地改良区説明資料「天竜川下流地区水利権の成り立ち」の作成	1 式	5. 点検とりまとめ	1 式
作 業 項 目	数 量												
1. 準備作業	1 式												
2. 現地踏査	1 式												
3. 馬込川掃流用水に係る堆砂予測	1 式												
4. 土地改良区説明資料「天竜川下流地区水利権の成り立ち」の作成	1 式												
5. 点検とりまとめ	1 式												
(作業の留意点) 第3-2条 第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	<p>業務の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。</p> <p>第 2-3 条及び共通仕様書に示す参考図書や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>共通仕様書第 1-10 条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回、最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 作業着手前の段階 第2回 中間打合せ (Web) (馬込川掃流用水に係る堆砂予測時) 最終回 報告書原稿作成</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 また、中間打合せは Web を考えている。</p> <p>ただし、別紙-2 に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。</p> <p>その際、管理技術者は、共通仕様書第 1-11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p>												

項 目	内 容
第5章 成果物 (成果物の提出) 第5-1条 (成果物の提出先) 第5-2条	<p>成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 成果物の電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) 正副2部 2. 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) <p>成果物の提出先は、次のとおりとする。 静岡県菊川市加茂2280-1 関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所</p>
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第2-1条に示す「基本条件」に変更が生じた場合 (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合 (3) 第4-1条に示す「打合せ回数」に変更が生じた場合 (4) 第5-1条に示す「成果物の提出」に変更が生じた場合 (5) 履行期間に変更が生じた場合 (6) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合 (7) その他重要な変更が生じた場合
第7章 業務管理 (業務管理) 第7-1条	<p>情報共有システムの業務について</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。 (2) 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(農林水産省 Web サイト参照) によるものとする。 (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。
第8章 定めなき事項 (定めなき事項) 第8-1条	<p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>

別紙－1

作業項目内訳表

作業項目	作業内容	数量
1. 準備作業	貸与資料を基に作業計画の検討を行い、方針をとりまとめる。	1式
2. 現地踏査	貸与資料及び下記検討項目に必要な現地踏査の実施。	1式
3. 馬込川掃流用水に係る堆砂予測	過年度に実施している堆砂予測について、別途浜松市で実施した馬込川河口部測量結果(R3)及び貸与資料等を反映させ、堆砂予測の取りまとめを行う。	1式
4. 土地改良区説明資料「天竜川下流地区水利権の成り立ち」の作成	<p>土地改良区説明資料として、天竜川下流二期地区のかんがい用水及び馬込川掃流用水に関する下記事項について説明資料を作成する。なお、各事項はパワーポイントでA4、1～2枚程度で要点を整理することとし、かんがい用水及び馬込川掃流用水併せて1つの説明資料とする。</p> <p>(1) 表紙 (2) 水利権の概要(水利使用規則の概要説明) (3) 用水計算に使用する諸元 かんがい用水: 受益面積、計画基準年、作期、減深水、かんがい方式・期間、水田畑用水量等 馬込川掃流用水: 通水期間、必要水量算出根拠等 (4) 用水系統模式図 (5) 実運用における課題</p> <p>実運用における課題については地区内関係土地改良区から聴取して整理を行う。</p>	1式
5. 点検とりまとめ	各作業項目の成果品の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	1式

別紙2 (第4-1条関連)

【割合】

予定価格算定の基礎となった同表A～Cに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8を越える場合にあっては、10分の8とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

業務区分	A	B	C	D
設計業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額